

大妻女子大学大学院に入学する外国人留学生に係る学生納付金の減免に関する特別措置

昭和 62 年 10 月 1 日

理事長裁定

- 1 日本政府の負担に係る「国費外国人留学生」以外の「私費外国人留学生」で本学大学院の修士課程又は博士課程に入学を許可された者のうち、経済的に困難な事情のある者については、特別の審査を経て学生納付金を減額又は免除(以下「減免」という。)することができるものとする。
- 2 学生納付金の減免は、次の基準により行う。
  - (1) 本人の家計等に制約があり、留学に要する学費等の支弁に支障をきたし、学業の継続が困難であると認められる場合 学生納付金の 5 割を減額する。
  - (2) 本人の家計等に著しく制約があり、留学に要する学費等の支弁に支障をきたし、学業の継続が困難であると認められる場合 学生納付金の全額を免除する。
- 3 減免の対象となる学生納付金は、入学金、授業料、教育充実費とする。
- 4 減免の期間は、修士課程に入学を許可された者については 2 年、博士課程に入学を許可された者については 3 年をそれぞれ限度とする。
- 5 「特別の審査」を行うため、その都度、理事長、学長、研究科長、各専攻主任及び事務局長をもって構成する特別審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 6 委員長は、理事長をもって充てる。委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 7 必要がある場合は、関係の教職員を委員会に出席させることができる。
- 8 審査の方法その他必要な事項は、委員会において定める。
- 9 委員会の庶務は、学生支援センター学生支援グループにおいて行う。
- 10 本裁定施行の際、現に「昭和 61 年 1 月 29 日付理事長裁定」に基づき学生納付金を免除されている者は、引き続き期間、本裁定に基づき学生納付金を免除されるものとする。

附 則

- 1 この裁定は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 61 年 1 月 29 日付理事長裁定は廃止する。

附 則

この裁定は、平成 2 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この裁定は、平成 9 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この裁定は、平成 12 年 9 月 27 日から施行する。

附 則

この裁定は、平成 13 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この裁定は、平成 17 年 1 月 11 日から施行し、平成 16 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この裁定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この裁定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この裁定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。